

広島市の下水道排除基準

令和6年4月1日現在

項目	対象	特定事業場			その他の工場または事業場		
		排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満 30 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満	排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		
	シアン化合物	1 mg/L 以下			1 mg/L 以下		
	有機燐化合物	1 mg/L 以下			1 mg/L 以下		
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	六価クロム化合物	0.2mg/L 以下			0.2mg/L 以下		
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下			0.005 mg/L 以下		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下			0.003 mg/L 以下		
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下		
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下		
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下			0.04 mg/L 以下		
	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下			1 mg/L 以下		
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下			0.4 mg/L 以下		
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下			3 mg/L 以下		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下		
	1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下		
	チウラム	0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下		
	シマジン	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下		
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	ほう素及びその化合物	A	10 mg/L 以下			10 mg/L 以下	
		B	230 mg/L 以下			230 mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物	A	8 mg/L 以下			8 mg/L 以下	
		B	15 mg/L 以下			15 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下			0.5 mg/L 以下			
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下			10pg-TEQ/L 以下			

項目	対象	特定事業場			その他の工場または事業場	
		排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満 30 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満	排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満
生活環境項目等	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下			2 mg/L 以下	
	フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		5 mg/L 以下	
	銅及びその化合物	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下		3 mg/L 以下	
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下		2 mg/L 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L 未満			600 mg/L 未満	
	浮遊物質(S S)	600 mg/L 未満			600 mg/L 未満	
	窒素含有量	240 mg/L 未満	240 mg/L 未満		240 mg/L 未満	
	燐含有量	32 mg/L 未満	32 mg/L 未満		32 mg/L 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		5 mg/L 以下
		動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下		30 mg/L 以下
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満		5を超え9未満	
	温度	45℃未満				
沃素消費量	220 mg/L 未満					

【備考】

- 内は直罰、□内は除害施設(下水による障害を除去するために必要な施設)の設置等に係る規制基準です。
- 排水量とは、一日当りの平均的な排水の量のことです。
- 特定施設のうち「排水量 50 m³/日未満 30 m³/日以上」の基準は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)第7条第2項の規定により「シアン又はクロムを使用する特定事業場」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場」に適用されます。
- 「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」の基準は、次の処理区内の事業場に適用されます。
A:千田・江波・和田処理区
B:旭町・西部・東部(旧大州処理区を含む。)処理区
- 特定施設の「ダイオキシン類」の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に規定する水質基準対象施設(特定施設)に適用されます。
- 除害施設の設置等に係る「ダイオキシン類」の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設以外の事業場では、下水処理区によっては適用されない場合があります。
- 「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「亜鉛及びその化合物」の基準は、事業場の業種によっては暫定基準が適用されます。